

## 「NAMAs 登録簿に関する最新情報」 傍聴報告

2012年11月28日

一般社団法人海外環境協力センター (OECC)

本傍聴報告は、2012年11月26日～12月7日にカタール・ドーハで開催された国連気候変動枠組条約第18回締約国会議 (COP18) において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル：NAMAs 登録簿に関する最新情報 (Update on the NAMAs registry)
- 日時：2012年11月28日 (水) 13:00～14:00
- 主催：UNFCCC 事務局
- 会場：Meeting Room 8.3 (Qatar National Convention Centre)
- プレゼンター：UNFCCC 事務局職員 3名

### ■ 概要

UNFCCC 事務局より、途上国による適切な緩和行動 (NAMAs<sup>1</sup>) 登録簿設置に向けた作業の進捗状況に関して、以下の通り報告がなされた。

#### 1. NAMAs 登録簿設置の背景

- COP16 において、国際的支援を求める NAMAs を記録し、支援策とのマッチングを促進する登録簿の設置を決定した。
- COP17 では、NAMAs の登録簿はウェブ上に設置をすることを決定した。また、事務局は登録簿のプロトタイプを開発し、試験運用を開始することが求められた。

#### 2. NAMAs 登録簿設置作業の進捗状況

- 第36回実施に関する補助機関<sup>2</sup> (Subsidiary Body for Implementation (SBI36)) において、資金不足を理由に当初予定していた2012年11月中旬のウェブ上のNAMAs登録簿の実用化が難しいことが発表された。しかし、現在は資金源の目途が付いたことから、ウェブ上の登録簿の設計<sup>3</sup>と、NAMAs登録に必要な項目条件等の整理を行っており、2013年の実用化を目指している。
- これまでに、NAMAs登録に使用するテンプレート、ウェブアップロードによる登録システム<sup>4</sup>、NAMAs登録に係るマニュアル、NAMAsの検索ツール等を整備した。

<sup>1</sup> Nationally Appropriate Mitigation Actions の略。

<sup>2</sup> 2012年5月14日～25日にドイツ・ボンにて開催。

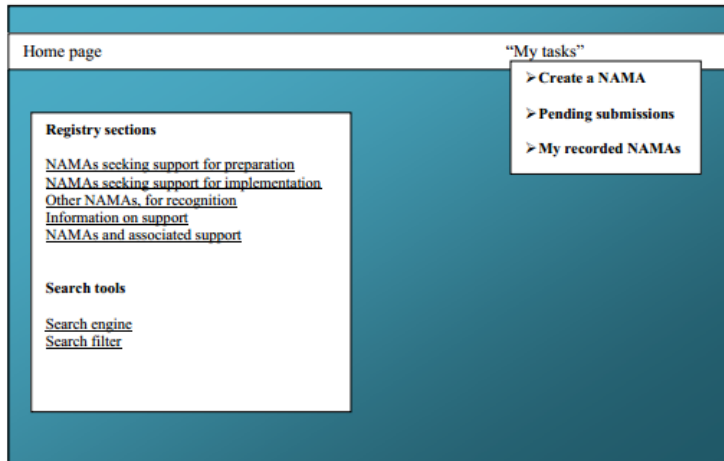
<sup>3</sup> 早期の登録に係るNAMAs登録簿の情報 (Early submission of Information to the NAMA Registry Prototype) は下記のウェブサイトより入手可能。

[http://unfccc.int/cooperation\\_support/nama/items/6945.php](http://unfccc.int/cooperation_support/nama/items/6945.php)

<sup>4</sup> インターネットの接続状況の悪い地域では電子メールによる登録も受け付けている。

### 3. NAMAs 登録簿の仕組み

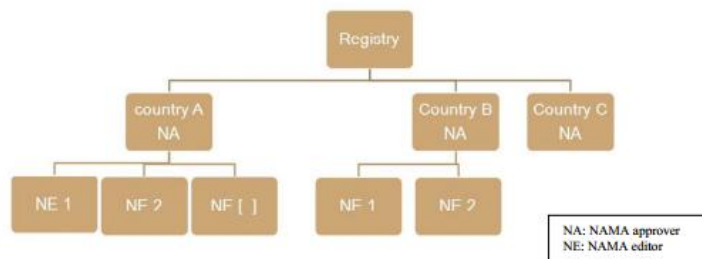
- NAMAs 登録簿は UNFCCC のウェブサイトからアクセスが可能となる予定。
- 資金的な援助の必要な NAMAs と各ドナー間のマッチングを行うことを目的としている。
- 登録済みの NAMAs を検索することが出来、具体的にどのような援助が求められているかが分かる仕組みになっている。



※NAMAs 登録簿の現時点でのイメージ画像(プレゼンテーションでの発表資料/General design requirements for the Prototype of the NAMA registry (2012年11月4日付)より引用)

### 4. アクセス権限について

- NAMAs 登録簿にアクセスし、登録・修正・加筆を行うことが出来るのは、下記の3つの主体に限られている。
  1. NAMA 承認者(NAMA approvers (NA)) : 自国で実施される全ての NAMAs に対してアクセス・登録・修正・加筆の権限がある。(フォーカルポイント的役割)
  2. NAMA 編集者(NAMA editors (NE)) : 自国で登録される複数の NAMAs に対してアクセス・登録・修正<sup>5</sup>・加筆の権限がある。(NAによって権限が付与される仕組みを想定)
  3. 支援側の編集者<sup>6</sup>(Support Editors) : 提供可能な支援に関する登録を行う。



<sup>5</sup> 修正・取り消しの権限については、NE が直接係る NAMA でのみ与えられる。

<sup>6</sup> 政府機関、国際機関、金融機関、基金、民間企業等が該当する。

※NAMA 承認者と NAMA 編集者の関係イメージ図(プレゼンテーションでの発表資料/General design requirements for the Prototype of the NAMA registry (2012年11月4日付)より引用)

## 5. 改訂版のテンプレートについて

- 登録の際に記入が必要なテンプレートの項目は以下の通り。
  - ・活動のタイプ：国家計画・セクター計画・投資プロジェクト等
  - ・セクター：農業・森林・工業・エネルギー等
  - ・必要な技術：インフラ・人材育成等
  - ・資金のタイプ：自己資金・ドナーによる支援・ローン・助成金等
  - ・その他：GHG 削減量、発電許容量、実施に携わる人材の人数・資格の有無等
- 援助を行う機関とのマッチングに必要な情報を全て網羅する必要がある。

## 6. 登録・資金提供の流れ

- NAMA 承認者 (NA) もしくは NAMA 編集者 (NE) が NAMAs の登録申請を行い、事務局の承認手続きを経て正式登録される。
- 資金の提供を受けるには、まず NA もしくは NE が特定の支援提供機関を選択し、その後提出された NAMAs 登録簿を基に事務局の承認手続きを経る必要がある。
- 支援の情報の登録に事務局の承認は必要ない。

## 7. 現在の登録状況

- UNFCCC ウェブサイト上に公開している、「早期の登録に係る NAMAs 登録簿の情報」では、既に 5 つの NAMAs が登録されている<sup>7</sup>。また、暫定的な NAMAs 登録に係るマニュアルを公開している。

発表の最後に、NAMAs への参加は自主的なものであり、資金援助を受けるため、または提供するための義務ではないことが強調された。また、登録されている NAMAs の情報は全て NA ないしは NE に帰属するものであり、事務局はいかなる責任も負わないことを説明した。更に、NAMAs 登録簿のプロトタイプ作成に必要な資金 (20 万ユーロ) は現在確保が出来ているが、最終的な登録システムを構築するためには更に 25 万ユーロが必要であることを述べた。

### ■ 質疑応答

- Q. (セネガル) NAMAs 登録簿の役割は何か。
- Q. (南アフリカ) 支援提供者 (ドナー) に関する登録テンプレートはまだ出来上がっていないようだが、今後事務局はどのような作業を行う必要があるのか。また、現状では NAMAs

<sup>7</sup> 現時点では電子メールによる NAMAs テンプレートの提出を受け付けている。

への参加は義務ではなく自主的なものとのことだが、将来的な義務化はあるのか。

Q. (サウジアラビア) プロトタイプそのものについてはいつ公開されるのか。

Q. (中国) 支援情報の登録に関して、支援の提供が現在可能なものと、既に提供が済んでいるものの二つをシステム上明確に分けるべきではないか。また、NAMAs の登録手続きに関して、支援提供者（ドナー）の登録については承認手続きが必要ないとのことだが、NA や NE による承認手続きを加えるべきではないか。

A. (UNFCCC 事務局) NAMAs 登録簿の役割は一つに自国の NAMAs を世界的に周知し、資金協力を募ること、二つに支援提供者の登録簿を公開することにより、どのような資金源が提供可能かを公表することである。支援提供者（ドナー）側の登録テンプレートはまだ出来上がっておらず、現在各種情報を収集しながら作成を行っている。将来的な NAMAs 登録の義務化については、まだ決定がされていないので事務局からはコメントが出来ない。現状では UNFCCC ウェブサイト上に暫定的に公開されている登録簿、登録テンプレート、及びデザイン条件（General design requirements for the Prototype of the NAMA registry）の 3 点のみが入手可能であるが、これらの資料からプロトタイプの大枠は掴むことが出来ると考えている。支援情報の登録に関して、一つの資金源から複数の NAMAs へそれぞれ異なる時間軸で支援を行うこともあり得るため、支援が可能なものと既に済んでいるものの二つを明確に分けることは難しいが、より分かりやすく出来るように改善を行う。

Q. (インド) 支援提供者（ドナー）側の登録テンプレートを作るべきはないか。また、既に提出済みの国別 NAMAs との整合性を図ることは考えているか。

Q. (英国) 現状ではどのように NAMAs の登録を行うのか？

Q. (カナダ) 利害関係者からのコメントは得て作成しているのか。

A. (UNFCCC 事務局) 先の質問でも答えた通り、支援提供者（ドナー）側の登録テンプレートは作成中である。国別に提出している NAMAs と NAMAs 登録簿の情報の整合性を取るシステムに関しては現状では整備されていないが、将来的に構築を行うことは可能である。また、現状では電子メールによる登録が可能なので、テンプレートをダウンロードしてメールにて事務局に送って欲しい。既に国別の NAMAs を提出済みの国とは密に連絡を取っており、世界銀行等の資金提供機関からもコメントを得てテンプレートの構築を行っている。

(報告者：OECC 金子絵美)

---

COP18 サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版：[http://www.mmechanisms.org/relation/details\\_oecc\\_COP18report.html](http://www.mmechanisms.org/relation/details_oecc_COP18report.html)

英語版：[http://www.mmechanisms.org/e/relation/details\\_oecc\\_COP18report.html](http://www.mmechanisms.org/e/relation/details_oecc_COP18report.html)